

平成29年度木景観形成促進事業 募集要領

1 趣 旨

この事業は、県内の森林から生産された木材（以下：県産材といいます。）の積極的利用によって低炭素型社会の実現と森林の有する公益的機能を促進するため、多くの県民等が利用する公共的施設もしくは公共的空間に県産材を使用した休憩施設、遊具、案内板、標識、外構施設等の設置を行う団体等に対して、補助金を交付するものです。

2 補助金交付の額

下記2種類の補助金交付枠で、計3件を採択します。

なお、応募は、（1）または（2）のどちらかでの応募になります。

- （1）100万円（2件）
- （2）300万円（1件）

3 補助要件

補助対象施設は、次の要件をすべて満たすことが条件となります。

※（2）～（5）は補助金交付額にかかわらず共通

（1）対象となる施設

（ア）100万円交付の場合

県産材※を使用した休憩施設、遊具、案内版、標識、外構施設等（以下、施設等といいます。）の設置に関するもののうち、デザイン性に優れ小規模でもPR効果が高い施設等。

（イ）300万円交付の場合

県産材※を使用した施設等の設置に関するもののうち、県産材を使用した施設として魅力的な景観を形成し、施設設置の効果を広く波及できる施設等。

（ア、イ共通）

補助対象となる経費（消費税を除く）が補助金交付額を超えること。また、完成後においては、県産材※を使用し、森林環境税を活用した施設であることを看板、プレート等で表示すること。

※県産材の証明：応募の段階では不要ですが、補助事業者として採択され、施設等設置後実績報告書を提出する際、県産材証明を添付していただく事になります。

（2）対象とする施設等

広く一般県民等に供する施設等であること。

（3）施設等の設置箇所

県内に所在し、不特定多数の方が利用できる箇所であること。

（4）県産材のPR等への協力

施設等へのPR看板の設置や県等が発行する広報誌への掲載、利用状況への

アンケートなど県産材のPR活動に協力すること。

(5) その他

平成30年3月20日(火)までに施設等の設置の完了及び県農林事務所へ実績報告書一式の提出ができることが確実であること。

注1) 決定通知以前に事業着手しているもの及び完成しているものは対象となりません。

注2) 国や地方公共団体等から既に補助、助成を受けている、又は受ける見込みがある施設等は応募することはできません。

4 申請者の応募要件

主たる事務所または事業所の所在地が県内にあり、以下にあげる公益性が高いと認められる団体または法人とします。

団 体 (商工会、商工会議所、自治会、観光協会等)

法 人 (社会福祉法人、医療法人、財団法人、社団法人等)

ただし、次のいずれかに該当する方は応募することができません。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団またはその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとします。

需 用 費 施設等の設置に必要な消耗品費

備品購入費 施設等を構成する備品(木製品に限る)の購入費

委 託 料 施設等の製作、加工の委託に要する経費

工事請負費 施設等の制作設置に係る工事請負費

原材料費 施設等の制作、設置に必要な原材料、資材等の購入費

なお、消費税及び地方消費税は補助対象とはなりません。

6 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成29年7月3日(月)～平成29年8月31日(木)(必着)

- ・ 郵送の場合は、8月31日(木)までに到着したものに限り有効とします。
- ・ 持参の場合は、8月31日(木)17時までに受付したものに限り有効とします。

(2) 応募書類

次の①～⑤の書類のすべてを提出してください。

① 平成29年度木景観形成促進事業申請書【様式1】

② 事業計画書 【様式2】

③ 積算内訳書 【様式3】 (業者見積書等を添付のこと)

※添付する業者見積書等(県産材使用量記載すること)は原則2社以上から徴収することとし、最も安い見積額で積算するとともに、徴収した見積

書等は全て添付すること。

- ④ 設置箇所位置図【様式4】
- ⑤ その他添付資料（任意様式）

設計図もしくは完成イメージ図

申請者（法人、団体）の組織運営等に関する規約または定款等

（3）提出部数

正本1部、副本（コピー）1部

（4）応募先（木景観形成促進事業事務局）

福島県農林水産部 林業振興課 木材利用担当

電話 024-521-7432 F A X 024-521-7908

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁西庁舎6階）

（5）その他

補助金額毎に採択件数が満たない、又は満たさないことが予想される場合は、再募集等を行う場合があります。

7 補助事業者の選定方法及び通知

提案された事業について、審査委員会にて審査し、採択する事業者を決定します。

（1）審査委員会における審査事項

応募書類については、予め事務局で募集の要件等を満たしているか確認を行い、補助事業者の選定は下記（2）の審査を得て決定します。

審査は以下の4項目について、補助額100万円または300万円毎に行います。

審査にあたっては、①の項目を重点的に審査するとともに、②～④の審査項目を踏まえ総合的に審査し、県産材のPR効果が高く事業目的に適していると判断できる応募のなかから、評価の高い順に採択します。

- ①-1 施設のデザイン、新規性、景観との調和(100万円交付申請のみ)
- ①-2 施設の設置による周囲への波及効果(300万円交付申請のみ)
- ② 施設等のPR方法、計画
- ③ 製作やPRにあたっての地元の林業や木材産業への貢献度
- ④ 県産材使用量

（2）審査委員会の構成

審査委員会は外部審査員（木材利用に係わる専門知識を有する者）と、内部審査員で構成します。

（3）選定結果の通知

選定結果（採択・不採択）は応募した全ての申請者に通知します。なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は受けません。

（4）採択の取消

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合、また応募書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) 補助金の交付等に係る細部事項は知事が別に定めます。
(なお、補助事業者として採択後、補助金の交付に必要な手続きに関する書類の提出先は、設置箇所の所在する市町村を管轄する 県農林事務所 となります。)
- (2) 再募集などにより募集期間が変更となった場合は、当初の応募期間に受け付けた事業についての審査、採択を優先的に行います。その後、再募集などにより応募があった事業についての審査・採択となります。
- (3) 補助金交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更承認申請が必要になります。

9 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
募集要領の公表・配布	平成 29 年 6 月 20 日（火）～8 月 31 日（木）	
応募書類の受付	平成 29 年 7 月 3 日（月）～8 月 31 日（木）	
応募書類の審査	平成 29 年 9 月中旬	
審査結果の通知	平成 29 年 9 月下旬	
補助金交付申請、交付決定	平成 29 年 10 月上旬～下旬	事務：県農林事務所
製品設置完了、実績報告	平成 30 年 3 月 20 日まで	事務：県農林事務所
検査（実績確認）	平成 30 年 3 月末日まで	事務：県農林事務所

10 問合わせ先

福島県農林水産部 林業振興課 木材利用担当
電話 024-521-7432 F A X 024-521-7908
Email ringyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp